

社会福祉法人至誠会定款

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

- (イ) 救護施設まことホームの経営
- (ロ) 児童養護施設あけぼの学園の経営
- (ハ) 障がい者支援施設一誠園の経営
- (ニ) 救護施設誠幸園の経営
- (ホ) 特別養護老人ホーム一葉園の経営
- (ヘ) 特別養護老人ホーム雙葉苑の経営

(2) 第二種社会福祉事業

- (イ) 保育所白菊保育園の経営
- (ロ) 保育所第二白菊保育園の経営
- (ハ) 保育所第三白菊保育園の経営
- (ニ) 保育所第四白菊保育園の経営
- (ホ) 保育所十和田乳児保育園の経営
- (ヘ) 保育所第五白菊保育園の経営
- (ト) 老人デイサービス事業(デイサービスセンター三葉苑)の経営
- (チ) 老人短期入所事業(一葉園)の経営
- (リ) 在宅介護支援センター(三葉苑)の経営
- (ヌ) 老人デイサービス事業(デイサービスセンター白菊苑)の経営
- (ル) 障害福祉サービス事業(誠幸園障害者自立支援センター)の経営
- (ヲ) 障害福祉サービス事業(一誠園)の経営
- (ワ) 保育所白菊かねざき保育園の経営
- (カ) 地域子育て支援拠点事業(白菊かねざき保育園子育て支援センター)の経営

(名 称)

第 2 条 この法人は、社会福祉法人至誠会という。

(経営の原則)

第 3 条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確

(1)

実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第 4 条 この法人の事務所を青森県十和田市大字大不動字山中12番地1に置く。

第 2 章 役員及び職員

(役員の数)

第 5 条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理 事 10名
- (2) 監 事 3名

2 理事のうち1名は、理事の互選により、理事長となるほか、必要ある場合は、専務理事及び常務理事を置くことができる。

イ. 専務理事及び常務理事は、理事のうちからこれを理事長が指名する。

3 理事長のみが、この法人を代表し、この法人の業務を総理する。

イ. 専務理事は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代理する。

ロ. 常務理事は、理事長を補佐し、理事長の命を受けて、この法人の常務を処理する。

4 役員を選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうちに2名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

(役員任期)

第 6 条 役員任期は2年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は再任されることができる。

3 理事長任期は、理事として在任する期間とする。

(役員選任等)

第 7 条 理事は、評議員総数の三分の二以上の同意を得て、理事長が委嘱する。

2 監事は、評議員会において選任する。

3 監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

(役員報酬等)

第 8 条 役員報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員

(2)

地位にあることのみによっては、支給しない。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(理 事 会)

- 第 9 条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。
- 2 理事会は、理事長がこれを招集する。
 - 3 理事長は、理事総数の3分の1以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から1週間以内にこれを招集しなければならない。
 - 4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。
 - 5 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
 - 6 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議される事項についての意思を表示した者は、出席者とみなす。
 - 7 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 8 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
 - 9 議長及び理事会において選任した理事2名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(理事長の職務の代理)

- 第 10 条 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

(監事による監査)

- 第 11 条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。
- 2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会、評議員会及び青森県知事に報告するものとする。
 - 3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会及び評議員会に出席して意見を述べるものとする。

(職 員)

- 第 12 条 この法人に、職員若干名を置く。
- 2 この法人の設置経営する施設の長(以下「施設長」という。)は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。
 - 3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

第 3 章 評議員及び評議員会

(評議員会)

- 第 13 条 評議員会は、21名の評議員をもって組織する。
- 2 評議員会は、理事長が招集する。
 - 3 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員又は監事から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
 - 4 評議員会に議長を置く。
 - 5 議長は、その都度評議員の互選で定める。
 - 6 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
 - 7 評議員会の議事は、評議員総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 8 評議員会の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることができない。
 - 9 議長及び評議員会において選任した評議員2名は、評議員会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。
 - 10 評議員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、評議員の地位にあることのみによっては、支給しない。

(評議員会の権限)

- 第 14 条 評議員会は、次に掲げる事項を審議する。
- (1) 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告
 - (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
 - (3) 定款の変更
 - (4) 合 併
 - (5) 解散(合併又は破産による解散を除く。以下この条において同じ。)
 - (6) 解散した場合における残余財産の帰属者の選定
 - (7) 寄附金品の募集に関する事項
 - (8) 施設長の任免その他の重要な人事
 - (9) 法人の運営に関する規則の制定及び変更
 - (10) 施設の運営に関する規則の制定及び変更

(11) その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項

2 理事会は、前項に掲げる事項を決定しようとするときは、原則として、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(同 前)

第 15 条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ若しくはその諮問に答え又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の資格等)

第 16 条 評議員は、社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験ある者で、この法人の趣旨に賛成して協力する者の中から理事会の同意を経て、理事長がこれを委嘱する。

2 評議員の委嘱に当たっては、各評議員について、その親族その他特殊の関係がある者が3名を超えて含まれてはならない。

(評議員の任期)

第 17 条 評議員の任期は2年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は、再任されることができる。

第 4 章 資 産 及 び 会 計

(資産の区分)

第 18 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産、公益事業用財産及び収益事業用財産の4種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 青森県十和田市大字三本木字野崎115番3に所在の
救護施設 誠 幸 園 敷 地 (1,326.43平方メートル)

(2) 青森県十和田市大字三本木字野崎115番5に所在の
誠 幸 園 敷 地 (919.57平方メートル)

(3) 青森県十和田市大字三本木字野崎116番3に所在の
誠 幸 園 敷 地 (3,809.00平方メートル)

(4) 青森県十和田市大字三本木字野崎116番1に所在の
誠 幸 園 敷 地 (977.60平方メートル)

(5) 青森県十和田市大字三本木字野崎115番1に所在の
誠 幸 園 敷 地 (875.30平方メートル)

(6) 青森県十和田市大字三本木字野崎114番7に所在の
誠 幸 園 敷 地 (66.00平方メートル)

(7) 青森県十和田市大字三本木字野崎115番2に所在の
誠 幸 園 敷 地 (1,259.00平方メートル)

(8) 青森県十和田市大字三本木字野崎107番1に所在の
誠 幸 園 敷 地 (1,566.00平方メートル)

(9) 青森県十和田市大字三本木字野崎108番1に所在の
誠 幸 園 敷 地 (1,365.00平方メートル)

(10) 青森県十和田市大字三本木字野崎110番3に所在の
誠 幸 園 敷 地 (36.00平方メートル)

(11) 青森県十和田市大字三本木字野崎109番3に所在の
誠 幸 園 敷 地 (254.00平方メートル)

(12) 青森県十和田市大字三本木字野崎111番3に所在の
誠 幸 園 敷 地 (216.00平方メートル)

(13) 青森県十和田市大字三本木字野崎110番2に所在の
誠 幸 園 敷 地 (183.00平方メートル)

(14) 青森県十和田市東三番町38番地1号に所在の木造モルタル塗亜鉛
メッキ鋼板葺平家建
保育所第三白菊保育園 園舎 1棟 (435.29平方メートル)

(15) 青森県十和田市大字洞内字沼田野162番地に所在の木造亜鉛メッキ
鋼板ぶき平家建
保育所第四白菊保育園 園舎 1棟 (346.08平方メートル)

(16) 青森県十和田市東三番町38番地1号に所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺
二階建
保育所十和田乳児保育園 園舎 1棟 (380.91平方メートル)

(17) 青森県十和田市西二十三番町353番地7に所在の木造亜鉛メッキ
鋼板葺平家建
保育所第五白菊保育園 園舎 1棟 (327.92平方メートル)

(18) 青森県十和田市大字三本木字野崎115番地5、115番地2に所在の
鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
救護施設 誠 幸 園 集会所 1棟 (225.00平方メートル)

(19) 青森県十和田市東三番町38番地8、38番地9に所在の鉄筋コンクリート
造陸屋根平家建
老人デイサービスセンター白菊苑 社会福祉施設 1棟
(168.00平方メートル)

(20) 青森県十和田市大字三本木字野崎115番地2に所在のコンクリート
ブロック・木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
誠 幸 園 倉 庫 1棟 (289.17平方メートル)

(21) 青森県十和田市大字三本木字野崎116番地3、111番地3、115番地3
に所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
誠 幸 園 物 置 1棟 (124.80平方メートル)

- (22) 青森県十和田市大字深持字松森6番地5、6番地4に所在の鉄筋コンクリート造陸屋根平家建
特別養護老人ホーム 一葉園 園舎 1棟
(2,169.22平方メートル)
- (23) 青森県十和田市大字深持字松森6番地5に所在の鉄筋コンクリート造陸屋根平家建
一葉園 機械室 1棟 (104.50平方メートル)
- (24) 青森県十和田市大字大不動字長沢頭11番地31、11番地30、11番地32に所在の鉄筋コンクリート造陸屋根二階建
児童養護施設あけぼの学園 園舎 1棟
(1,208.23平方メートル)
- (25) 青森県十和田市大字大不動字長沢頭11番地31、11番地30、11番地32に所在の鉄筋コンクリート造陸屋根平家建
あけぼの学園 機械室 1棟 (15.80平方メートル)
- (26) 青森県十和田市大字三本木字野崎116番地3、111番地3、115番地3、115番地5に所在の鉄骨・木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
誠幸園 体育館 1棟 (330.22平方メートル)
- (27) 青森県十和田市東六番町70番地5号、70番地4号に所在のコンクリートブロック木交造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
保育所白菊保育園 園舎 1棟 (401.07平方メートル)
- (28) 青森県十和田市元町西三丁目76番1号に所在の鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板ぶき二階建
保育所第二白菊保育園 園舎 1棟 (1,088.06平方メートル)
- (29) 青森県十和田市大字大不動字山中12番1に所在の
救護施設 まことホーム 敷地 (18,874.00平方メートル)
- (30) 青森県十和田市大字大不動字山中12番地1に所在の鉄筋コンクリート造陸屋根二階建
救護施設 まことホーム 園舎 1棟 (2,542.90平方メートル)
- (31) 青森県十和田市大字大不動字山中12番地1に所在の鉄筋コンクリート造陸屋根平家建
まことホーム リネン棟 1棟 (116.64平方メートル)
- (32) 青森県十和田市大字大不動字山中12番地1に所在の鉄筋コンクリート造陸屋根平家建
まことホーム リネン棟 1棟 (137.16平方メートル)
- (33) 青森県上北郡七戸町字後平594番地1に所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
一誠園 体育館 1棟 (330.22平方メートル)
- (34) 青森県十和田市大字大不動字長沢頭11番地32、11番地31に所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
あけぼの学園 体育館 1棟 (330.22平方メートル)
- (35) 青森県上北郡七戸町字後平594番1に所在の知的障害者更生施設 一誠園 敷地 (5,363.00平方メートル)
- (36) 青森県十和田市大字深持字松森6番5に所在の特別養護老人ホーム 一葉園 敷地 (9,918.00平方メートル)
- (37) 青森県十和田市大字大不動字長沢頭11番30に所在の児童養護施設 あけぼの学園 敷地 (2,017.00平方メートル)
- (38) 青森県十和田市大字大不動字長沢頭11番31に所在の児童養護施設 あけぼの学園 敷地 (1,769.00平方メートル)
- (39) 青森県十和田市大字大不動字長沢頭11番32に所在の児童養護施設 あけぼの学園 敷地 (2,013.00平方メートル)
- (40) 青森県十和田市東六番町70番4号に所在の保育所 白菊保育園 敷地 (103.68平方メートル)
- (41) 青森県十和田市東六番町70番5号に所在の白菊保育園 敷地 (892.58平方メートル)
- (42) 青森県十和田市元町西三丁目76番1号に所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
保育所第二白菊保育園 物置 1棟 (26.49平方メートル)
- (43) 青森県十和田市大字洞内字沼田野145番1に所在の保育所 第四白菊保育園 敷地 (426.00平方メートル)
- (44) 青森県十和田市大字洞内字沼田野162番に所在の第四白菊保育園 敷地 (1,204.00平方メートル)
- (45) 青森県上北郡七戸町字後平596番に所在の一誠園 敷地 (1,018.00平方メートル)
- (46) 青森県上北郡七戸町字後平597番1に所在の一誠園 敷地 (10,623.00平方メートル)
- (47) 青森県上北郡七戸町字後平656番1に所在の一誠園 敷地 (6,934.63平方メートル)
- (48) 青森県上北郡七戸町字後平656番2に所在の一誠園 敷地 (2,796.00平方メートル)
- (49) 青森県上北郡七戸町字後平656番3に所在の一誠園 敷地 (659.00平方メートル)
- (50) 青森県十和田市大字深持字松森6番地7に所在の鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
老人デイサービスセンター三葉苑 養護所 1棟 (684.65平方メートル)
- (51) 青森県十和田市大字深持字松森6番地7に所在の鉄筋コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
三葉苑 機械室 1棟 (25.02平方メートル)
- (52) 青森県十和田市大字深持字松森6番7に所在の三葉苑 敷地 (4,816.88平方メートル)

- (53) 青森県十和田市大字深持字松森6番4に所在の
一 葉園 敷地 (1,028.97平方メートル)
- (54) 青森県十和田市大字三本木字野崎108番地1、107番地2、110番地
2、116番地3に所在の鉄筋コンクリート造陸屋根二階建
誠幸園 園舎 1棟 (4,000.53平方メートル)
- (55) 青森県十和田市大字三本木字野崎115番地2、115番地5に所在の
鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
誠幸園障害者自立支援センター 社会福祉施設 1棟
(553.50平方メートル)
- (56) 青森県上北郡七戸町字後平597番地1、656番地1に所在の
鉄筋コンクリート造陸屋根2階建
一 誠園 社会福祉施設 1棟 (4,722.35平方メートル)
- (57) 青森県十和田市大字大不動字長沢頭11番地32、11番地33に所在の
木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
あけぼの学園 養護院 1棟 (99.37平方メートル)
- (58) 青森県十和田市西二十二番町366番6に所在の
白菊かねざき保育園 敷地 (2,640.12平方メートル)
- (59) 青森県十和田市西二十二番町366番12に所在の
白菊かねざき保育園 敷地 (136.93平方メートル)
- (60) 青森県十和田市西二十二番町366番地6、366番地12に所在の木造
亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建
保育所白菊かねざき保育園 園舎 1棟 (633.08平方メートル)
- (61) 青森県十和田市元町西三丁目76番1号に所在の
保育所 第二白菊保育園 敷地 (4,879.74平方メートル)
- (62) 青森県十和田市元町西三丁目255番に所在の
保育所 第二白菊保育園 敷地 (25.00平方メートル)
- (63) 青森県十和田市大字三本木字上平200番1に所在の
特別養護老人ホーム雙葉苑 敷地 (4,145.59平方メートル)
- (64) 青森県十和田市大字三本木字上平202番1に所在の
特別養護老人ホーム雙葉苑 敷地 (331.59平方メートル)
- (65) 青森県十和田市大字三本木字上平202番3に所在の
特別養護老人ホーム雙葉苑 敷地 (330.59平方メートル)
- (66) 青森県十和田市大字三本木字上平202番4に所在の
特別養護老人ホーム雙葉苑 敷地 (330.59平方メートル)
- (67) 青森県十和田市大字三本木字上平276番9に所在の
特別養護老人ホーム雙葉苑 敷地 (222.86平方メートル)
- (68) 青森県十和田市大字三本木字上平200番地1、202番地1に所在の
鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建
特別養護老人ホーム雙葉苑 養護院 1棟
(1,588.00平方メートル)

- (69) 青森県十和田市大字三本木字上平200番地1、202番地1に所在の
木造合金メッキ鋼板ぶき平家建
特別養護老人ホーム雙葉苑 車庫 1棟
(81.15平方メートル)
- (70) 青森県十和田市大字洞内字沼田野157番2に所在の
保育所第四白菊保育園 敷地 (520.69平方メートル)
- (71) 青森県十和田市大字洞内字沼田野157番3に所在の
保育所第四白菊保育園 敷地 (384.00平方メートル)
- (72) 青森県十和田市大字洞内字沼田野161番6に所在の
保育所第四白菊保育園 敷地 (332.77平方メートル)
- (73) 青森県十和田市大字洞内字沼田野161番7に所在の
保育所第四白菊保育園 敷地 (486.00平方メートル)
- (74) 青森県十和田市大字洞内字沼田野162番地に所在の
木造合金メッキ鋼板ぶき平家建
保育所第四白菊保育園 物置 1棟 (19.87平方メートル)
- 3 運用財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の
財産とする。
- 4 公益事業用財産及び収益事業用財産は、第27条に掲げる公益を目的と
する事業及び第29条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産と
する。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、
必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 19 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分
2以上の同意を得て、青森県知事の承認を得なければならない。ただし、
次の各号に掲げる場合には、青森県知事の承認は必要としない。

- 1 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合。
- 2 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の
福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産
を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に
関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合。
(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第 20 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。
2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し
、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(特別会計)

第 21 条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(予 算)

第 22 条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(決 算)

第 23 条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後2月以内に理事長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の認定を得なければならない。

2 前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、各事業所に備えて置くとともに、この法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第 24 条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第 25 条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第 26 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第 5 章 公益を目的とする事業

(種 別)

第 27 条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

(1) 誠幸園印刷指導所の事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(剰余金が出た場合の処分)

第 28 条 前条の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

第 6 章 収益を目的とする事業

(種 別)

第 29 条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

(1) 不動産の賃貸業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(収益の処分)

第 30 条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業(社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)第4条及び平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。)に充てるものとする。

第 7 章 解散及び合併

(解 散)

第 31 条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 32 条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、理事総数の3分の2以上の同意によって社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合 併)

第 33 条 合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、青森県知事の認可を受けなければならない。

第 8 章 定款の変更

(定款の変更)

第 34 条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を

得て、青森県知事の認可(社会福祉法第43条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を青森県知事に届け出なければならない。

第9章 公告の方法その他

(公告の方法)

第35条 この法人の公告は、社会福祉法人至誠会の掲示場に掲示するとともに、官報又は新聞に掲載して行う。

(施行細則)

第36条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

十和田市大字三本木字稲生町30番地2号

理事長 江 渡 誠 一

上北郡百石町字上明堂92番地3号

理 事 鈴 木 正 春

上北郡甲地村字柳平1番地

理 事 立 川 隣

十和田市大字三本木字寺向179番地

理 事 川 村 千 代 治

十和田市大字滝沢字中渡65番地

理 事 鶴 田 勇 治

十和田市大字三本木字中掬71番地

理 事 田 中 潔

十和田市大字三本木字稲生町62番地

理 事 丸 井 常 盤

十和田市大字三本木字並木西9番地9号

監 事 中 村 亨 三

昭和35年12月16日	認 可
昭和39年3月31日	一部改正認可
昭和40年4月27日	一部改正認可
昭和41年2月16日	一部改正認可
昭和43年9月27日	一部改正認可
昭和44年8月21日	一部改正認可
昭和45年8月8日	一部改正認可
昭和47年4月10日	一部改正認可
昭和50年4月14日	一部改正認可
昭和53年7月17日	一部改正認可
昭和55年5月20日	一部改正認可
昭和55年6月30日	一部改正認可
昭和55年8月28日	一部改正認可
昭和55年9月22日	一部改正認可
昭和56年2月23日	一部改正認可
昭和56年3月30日	一部改正認可
昭和59年4月16日	一部改正認可
昭和61年5月10日	一部改正認可
昭和62年4月17日	一部改正認可
平成元年5月2日	一部改正認可
平成5年2月8日	一部改正認可
平成5年6月1日	一部改正認可
平成6年6月20日	一部改正認可
平成7年6月16日	一部改正認可
平成8年5月23日	一部改正認可
平成9年12月15日	一部改正認可
平成11年7月6日	一部改正認可
平成11年8月24日	一部改正認可
平成13年8月1日	一部改正認可
平成13年12月26日	一部改正認可
平成14年11月13日	一部改正認可
平成15年4月14日	一部改正認可
平成16年11月30日	一部改正認可
平成17年5月27日	一部改正認可
平成17年7月22日	一部改正認可
平成17年11月24日	一部改正認可
平成18年5月19日	一部改正認可
平成18年12月6日	一部改正認可
平成19年5月21日	一部改正認可
平成19年11月30日	一部改正認可

平成 20 年 3 月 12 日	一部改正認可
平成 20 年 6 月 24 日	一部改正認可
平成 21 年 6 月 22 日	一部改正認可
平成 21 年 11 月 9 日	一部改正認可
平成 24 年 5 月 8 日	一部改正認可
平成 25 年 2 月 1 日	一部改正認可
平成 26 年 5 月 2 日	一部改正認可
平成 26 年 7 月 8 日	一部改正認可
平成 27 年 2 月 27 日	一部改正認可
平成 28 年 4 月 18 日	一部改正認可